

## 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）（抜粋）

<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>

## 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

## 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 3 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
<p>性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。</p> <p>近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。</p>	
具体的施策	担当府省
<b>ア 性犯罪への厳正な対処等</b>	
<b>①関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。</li> </ul>	警察庁、法務省
<b>②性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪に一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、捜査体制の充実を図る。全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。</li> </ul>	警察庁、法務省
<b>③性犯罪の潜在化防止に向けた取組</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</li> </ul>	警察庁
<b>④精神面の被害への適切な対応</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患に苦しむケースが少ない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。</li> </ul>	警察庁、法務省、関係府省
<b>⑤各種の性犯罪への対応</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進する。</li> </ul>	警察庁、国土交通省

<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。</li> <li>・盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護に十分配慮しつつ、関係諸規定を適切に運用して、厳正に対処する。</li> <li>・ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。</li> <li>・教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。</li> </ul>	<p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁</p> <p>文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p><b>イ 被害者への支援・配慮等</b></p>	
<p><b>①ワンストップ支援センターの設置促進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター）の設置を促進する。</li> </ul>	<p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p>
<p><b>②女性警察官等による支援</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。</li> </ul>	<p>警察庁</p>
<p><b>③被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。</li> </ul>	<p>警察庁、法務省</p>
<p><b>④診断・治療等に関する支援</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。</li> </ul>	<p>警察庁、法務省、関係府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。</li> </ul>	<p>警察庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担について検討する。</li> </ul>	<p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取</li> </ul>	<p>内閣府</p>

<p>組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。</p> <p><b>⑤被害者等に関する情報の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。</li> </ul> <p><b>⑥被害者連絡等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。</li> </ul> <p><b>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。</li> <li>性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員等の活用を促進する。</li> <li>被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。</li> </ul> <p><b>ウ 加害者に関する対策の推進等</b></p> <p><b>①総合的な再犯防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的かつ総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。</li> </ul> <p><b>②その他の加害者対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</li> </ul> <p><b>エ 啓発活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。また、学校において、大量の情報の中から情報の取捨選択ができるような教育を推進する。</li> </ul>	<p>法務省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>厚生労働省 内閣府、警察 庁、厚生労働省 内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省</p> <p>警察庁、法務省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府、警察 庁、文部科学省</p>
--	---